

「2016年合格目標 工藤道場 合格レスキュー2016〔FINAL〕」から  
第48回社労士試験【選択式】 国年法 - 空欄Cの出題が **的中** しました !!



### LEC教材掲載内容(抜粋)

[RM16104 p. 68 No. 3-①]

3 申請保険料免除の規定における厚生労働大臣が指定する期間(保険料が免除される期間)は、次に掲げる保険料免除の区分に応じそれぞれに定める期間とされている。

(1) (略)

(2) 学生納付特例

→① \_\_\_\_\_ (保険料の納期限に係る月であって、当該納期限から② AAAAしたものを除く) 前の月から (以下略)

解答 ① 保険料免除の申請があった日の属する月の2年2月

(解答 ② 2年を経過)

### 本試験出題はこうでした!

第48回 社労士試験 問題  
〔選択式〕 国年法 【空欄C】

2 国民年金法第90条の3第1項に規定する学生の保険料納付特例につき、保険料を納付することを要しないものとされる厚生労働大臣が指定する期間は、申請のあった日の属する月の  (同法第91条に規定する保険料の納期限に係る月であって、当該納期限から2年を経過したものを除く。) 前の月から (以下略)

解答  → ⑦2年2か月

的中!